

自然災害・交通スト等における登校規程について

1 台風等の自然災害の場合

- (1) 登校開始の時点で、西条市又は居住地に**特別警報**又は**暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報のうちいずれか**が発令されている場合は、自宅待機とする。
- (2) 上記の警報が正午までに解除された場合
・・・・・・・・ 安全に留意して登校する。
- (3) 上記の警報が正午までに解除されなかった場合
・・・・・・・・ 終日自宅にて家庭学習とする。
- (4) 上記の警報が解除されたが、交通手段等の関係で登校できない場合は、担任に連絡し指示を受ける。
- (5) 登校後に上記の警報が発令された場合は、状況を判断して、学校長が対応を決定する。

2 交通スト等の場合

- (1) 交通スト・積雪等の場合でも、平常通り授業を実施する。
- (2) 交通スト等で普段利用している交通手段が利用できない場合、別途登校手段を確保して安全に留意して登校する。登校が難しい場合は、担任に連絡し指示を受ける。

3 その他

- (1) 緊急の場合や、上記で判断できない場合を除き、問い合わせはしない。
- (2) 自家用車での送迎は保健センターの前までとする。
- (3) 自然災害時における緊急連絡は、小松高校の学校ホームページでも行うことがある。

小松高校学校ホームページアドレス <http://ehm-komatsu-h.esnet.ed.jp/>

電話番号 0898-72-2731 FAX 0898-72-3669

平成25年4月26日 一部改訂
平成25年10月22日 一部改訂
平成26年12月16日 一部改訂